

福祉会館における非常災害時の運営（対応）

災害の種類	警報などの発令状況	福祉会館の運営 （対応）
地 震	南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	休 館
	日進市域で震度 5 強以上の地震が発生したとき	
台風・大雨・ その他の災害	日進市の全域にわたって風水害が発生するおそれのあるときまたは各会館もしくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想されるとき	
	「大雨危険警報」・「氾濫危険警報」・「土砂災害危険警報」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「大雪特別警報」のいずれかが日進市に発表されたとき	
	その他災害により各会館及びその周辺に相当の被害が発生または発生するおそれがあると予想される場合で館長が必要と認めるとき	
	事業当日の午前 7 時の段階で「暴風警報」・「暴風雪警報」・「大雪警報」のいずれかが日進市に発表されているとき ※事業当日の午前 7 時から終了時まで上記の警報が発表されたときも同様	状況により 主催事業を 中止または 延期
	事業当日の午前 7 時の段階で「大雨警報」・「氾濫警報」・「土砂災害警報」のうち 1 つ以上が日進市に発表されているとき ※事業当日の午前 7 時から終了時まで上記の警報が発表されたときも同様	
	その他、災害や感染症の蔓延（まんえん）等のため事業を実施することが適当でないと認められるとき	

●臨時休館と警報解除後の開館について

- 開館前に警報等が発表された場合、その日は休館とする。
- 開館後に警報等が発表された場合は、状況に応じ速やかに閉館する。
- 通常運営時間内に警報等が解除され、各会館及び周辺の被害が少なく会館運営に支障がないと館長が認めた場合は、解除された時間から 2 時間後を目処に開館する。
- 地震等の災害時には二次避難所として開設する。ただし、河川の氾濫及び地震等によるため池の決壊時には開設しない場合がある。